

新型コロナウイルスワクチンのご案内

令和5年1月17日

乳幼児 初回接種(1・2・3回目接種)

接種費用は
無料です

生後6か月から4歳の乳幼児のお子様も新型コロナウイルスワクチンが接種できるようになりました。接種を希望される場合は、以下の手順により、予約した上で接種を受けてください。

また、お子様にワクチンを受けていただけるよう、ご本人とその保護者の方に努めていただくことになりましたが、感染症の緊急のまん延予防の観点から接種にご協力いただきたいという趣旨によるものですので接種を強制するものではありません。

ワクチン接種の予約について

◆生後6か月から4歳のお子様は、乳幼児用ワクチンの接種となります。

3回接種して、初回接種が完了します。合計3回の接種の途中で誕生日をむかえ5歳になっても、3回目まで同じ乳幼児用ワクチンです。1回目接種時の年齢に基づいて判断します。

◆2回目接種は、1回目接種の3週間後の同じ曜日・会場で自動的に予約されます。

2回目の接種日とご自身の予定とお子様の定期予防接種のスケジュールを確認してください。2回目の予約をキャンセルした場合、ご自身で予約を取りなおすことになり、予約が取りづらくなる可能性がありますのでご注意ください。なお、3回目接種(2回目接種日から8週間後)が令和5年4月1日以降となる場合、下記のとおり接種が予定できないことから、現時点では予約できません。

◆接種できる期間にご注意ください。

現時点では、国の方針により新型コロナウイルスワクチン接種の実施期間は令和5年3月31日までとされています。そのため、令和4年7月14日生まれ(生後6カ月目が令和5年1月14日)以降のお子様は3回目までの全ての接種を完了することができませんのでご注意ください。なお、国からは「様々な事情により、全ての接種を完了できないとしても、一定の効果は期待されます」と示されています。

接種会場、日時の候補を決めて予約する(電話もしくはLINE)

別紙 2 「秩父郡市新型コロナウイルスワクチン接種会場」から、個別接種の医療機関を選び、接種日時の候補を決めて予約してください。予約する日から30日先までの接種日を予約できます。

【電話の場合】 ※かけ間違いにご注意ください。

①秩父郡市共通のコールセンターに電話をしてください。

☎ 050-2018-2795

受付時間 8時30分～17時15分(平日のみ)

②オペレーターに以下の事項を伝えてください。

● 住民票のある市町

● 宛名が記載された書類の「照会番号」または

「あなたの接種券番号」の下6桁

● 生年月日 ● 希望の接種会場、日時 ● 電話番号

予約時には
宛名が記載された書類を
手元に用意してください。
※接種日も使用します。

【LINEの場合】 24時間対応

①右記のQRコードを読み取り「秩父市」を友だち追加します。 →→→→→

※QRコードが読み取れない方は、LINE IDで「@chichibu_city」を検索して、友だち追加してください。



②自動返信で届くメッセージに従い入力を進めてください。

③個人識別番号入力の際は、小鹿野町にお住まいの方は最初に「5」をつけてから接種券番号の下6桁を入力してください。

※LINE予約はスマートフォンをお使いください。タブレット等は使用しないでください。

※詳しい操作方法について町ホームページに手順を掲載しています。

* 基礎疾患がある方は、接種についてあらかじめかかりつけ医にご相談ください。

* 引越しなどで住所が変わった場合は予診票の再発行が必要になりますので、引越先の市区町村の担当窓口へお問い合わせください。

ワクチン接種当日に持参するもの

- ①「予診票」…1・2・3回目用があります。接種回数に合うものを持参してください。事前に必ず記入をお願いします。
※接種当日に医師による「予診のみ」になって予診票を使用した場合は再発行が必要です。
 - ②「予防接種済証（臨時接種）」…左上に宛名が書かれた書類です。
 - ③本人確認書類（健康保険証・マイナンバーカード等）
※氏名・生年月日・住所が確認できるものをご持参ください。
※万が一、副反応が起きた場合は健康保険証が必要となります。
 - ④母子健康手帳…接種の証明は母子健康手帳に処理します。
- ①～④を忘れると接種できません。

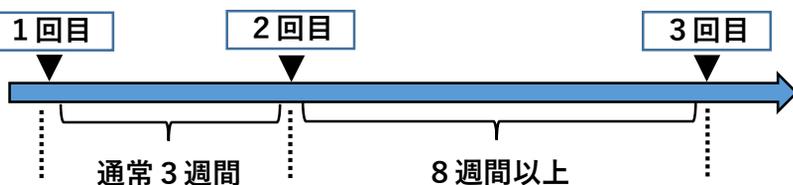
接種当日は
肩の出しやすい
服装でお越しください



【封筒の中身一式と本人確認書類をお持ちください】

ワクチンについて

- ワクチンの種類:ファイザー社製の乳幼児(生後6か月～4歳)用ワクチン
- 接種回数:3回(3回で1セット)
- 接種間隔:



例 12月2日 12月23日 2月17日

- ・他の予防接種を受ける場合は、インフルエンザワクチン以外は原則として前後に13日以上の間隔をおいてください。
 - 接種部位:三角筋中央部または大腿筋外側部への筋肉内注射
※1歳未満は大腿筋外側部。
- 同封されているワクチンに関する説明書をよく読んでから接種してください。

【接種を受ける際の同意】

- 接種については予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、接種を受けてください。
- 受ける方の同意なく接種が行われることはありません。
- 周りの方に接種を強制したり、接種を受けていない方に差別的な扱いをすることがないようにお願いします。

【その他】

- ワクチン接種後に健康被害が生じたときは、予防接種法に基づく救済を受けることができます。
 - ワクチン接種による詐欺に注意してください。ワクチン接種に関してお金や個人情報を電話で求めることはありません。
- 出典:厚生労働省ホームページより

【その他の問い合わせ】

医学的知見が必要となる専門的な相談は埼玉県新型コロナワクチン専門相談窓口へお問い合わせください。また、ワクチンの詳しい情報については厚生労働省のコールセンターやホームページをご利用ください。

<埼玉県新型コロナワクチン専門相談窓口>

☎ 0570-033-226 (24時間、土日・祝日も対応)

<厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター>

☎ 0120-761-770(フリーダイヤル) *受付時間:9時00分～21時00分(土日・祝日も実施)

<新型コロナウイルス感染症に関する厚生労働省の電話相談窓口>

☎ 0120-565-653(フリーダイヤル) *受付時間:9時00分～21時00分(土日・祝日も実施)

お問合せ先:小鹿野町役場 保健課
☎ :75-0135 FAX:75-4710